大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消対象事業者

1. 法人名　一般社団法人　オリーブの郷
2. 代表者　代表理事　阿部　秋人
3. 法人所在地　大阪市旭区清水二丁目１６番１０号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　高瀬あったか事業所
2. 所在地　　守口市高瀬町四丁目９番５号
3. サービス種別　　就労継続支援Ｂ型

３　指定取消年月日

　平成31年1月11日

４　指定取消の理由

（１）自立支援給付費の不正請求

　当該事業所は、通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、自立支援給付費を不正に請求し、受領した。